

# 黒石市 環境基本計画

みんなで創る水と緑のあずましの里 くろいし



小林萌子(黒石市立黒石東小学校5年)

「緑と自然の黒石市」

黒石市の豊かな自然と緑をいっぱい描きました。家などには、ソーラーパネルや風力発電などの環境にもいい物が黒石市の未来にあつたらいいと思います。

平成17年3月  
黒石市

## 目次

### 黒石市環境基本計画が目指すもの

- 1 黒石市環境基本計画とは……………1
- 2 環境の範囲……………1

### 基本方針と環境目標

- 1 基本方針……………2
- 2 環境目標……………2

### 黒石市環境基本計画の進め方

- 1 市民、事業者、市の役割……………4
- 2 生活環境の保全の進め方……………5
- 3 自然環境の保全と創出の進め方……………9
- 4 歴史・文化的環境の保全の進め方……………13
- 5 地球環境の保全と創出の進め方……………17

### 重点的施策

- 1 学校、家庭、事業者における環境保全活動(教育)の普及……………21
- 2 「こみせ」の保全(地域の固有景観の保全)……………22
- 3 良質な水環境の保全……………22
- 4 省エネルギー対策の実施……………23
- 5 環境基本計画の進捗状況の監視……………24

### 推進体制

- 1 環境基本計画の進行管理の仕組みの整備……………25
- 2 環境基本計画の効果的な実施のための体制の整備……………26
- 3 財源の確保……………27

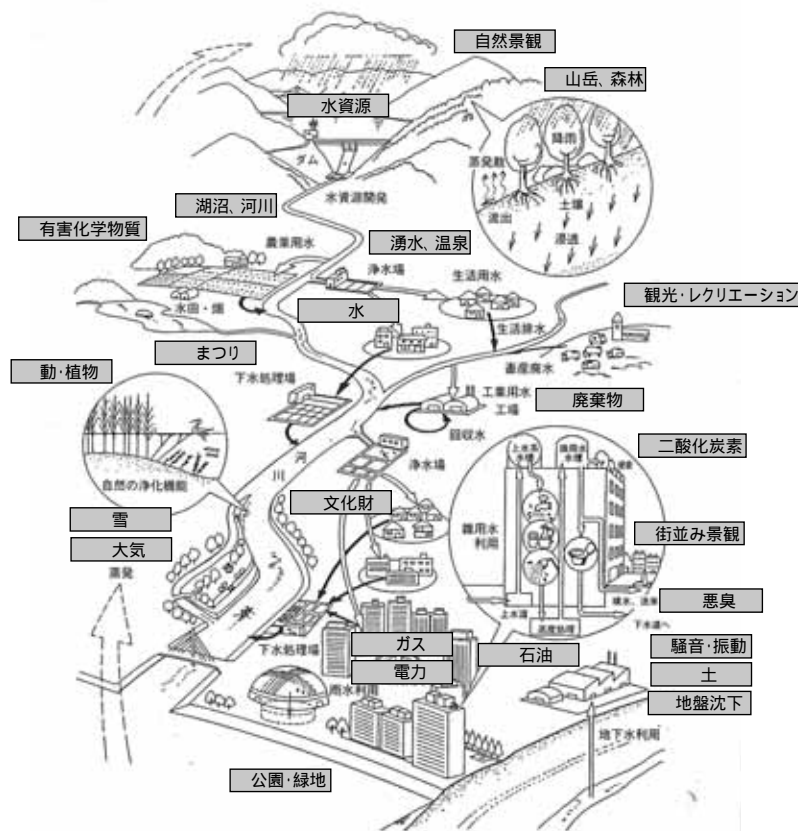
# 黒石市環境基本計画が目指すもの

## 1 黒石市環境基本計画とは

黒石市環境基本計画は、平成 22 年度までの黒石市の環境行政の指針となるものです。この計画では、基本方針と環境目標、計画の進め方、推進体制を掲げています。今後は、市民、事業者、市の役割分担によるパートナーシップ（協働）によるよりよい環境づくりを目指します。

## 2 環境の範囲

黒石市環境基本計画が対象とする環境の範囲は、生活環境、自然環境、歴史・文化的環境、地球環境とします。



「生活環境」は、空気、水、土等による人の生存の基本となるものや音、におい、廃棄物処理等の生活の快適さを構築する要素。  
(対象：大気、水、土、騒音・振動、悪臭、地盤沈下、有害化学物質)

「自然環境」は、樹林地、水辺や農地などの自然が将来も存続し、多様な動・植物の生息・生育環境としての自然生態系を構成する要素。  
(対象：動・植物、山岳、森林、湖沼、河川、湧水、温泉、自然景観)

「歴史・文化的環境」は、地域の魅力を形成している景観、史跡や先代から受け継がれている伝統文化、文化財等のまちの個性を構成する要素。  
(対象：公園・緑地、街並み景観、観光・レクリエーション、文化財、まつり（民俗芸能）、雪)

「地球環境」は、日常生活や経済活動に伴い、消費し、排出する資源のエネルギーや環境負荷に関する要素。  
(対象：廃棄物、水資源、電力、ガス、石油、二酸化炭素)

# 基本方針と環境目標

## 1 基本方針

21世紀において、環境面から人々の暮らしをとらえ、清らかな水、澄んだ空、豊かな大地、歴史ある街並みといった私たちを取り巻く様々な環境との調和を図りながら、活気のある「まち」をどう実現していくかが黒石市の課題であり、この課題の解決には、身近な自然や歴史的資源に恵まれたまちを維持、育成し、そこに暮らす市民や来訪者が津軽の豊かな環境の恵みを尊び、享受することが必要です。

そのために本計画では、黒石市における将来実現させる望ましい環境像をキャッチフレーズとして、次のように設定します。

キャッチフレーズ

**みんなで創る水と緑のあずましの里 くろいし**

## 2 環境目標

黒石市の望ましい環境像を実現させるために、黒石市の「生活環境」、「自然環境」、「歴史・文化的環境」、「地球環境」での環境目標を提示し、各環境での保全、創出、共生の視点を示します。

生活環境の保全 安心して快適な生活ができるよう「身近な生活環境」を守ります。

< 保全・創出・共生の視点 >

・ **人間の基本的な権利である健康の保護**

きれいな空気、水、土の安全を確保し、人が健康に暮らせる環境を維持します。

・ **自然の音が聞こえる安らぎのある環境の創出**

川や風の音、鳥や虫の音が心地よく聞こえる静寂な環境を確保します。

・ **安全で潤いのある身近な生活環境の維持**

悪臭や有害化学物質の影響がない快適で安全な生活環境を維持します。

自然環境の保全と創出 「身近な水辺、森林に恵まれた環境」を守り、育てます。

< 保全・創出・共生上の視点 >

・ **動物の生息空間である身近な自然環境の保全**

森林や河川、湖沼等の自然環境を保全します。

・ **ビオトープ等の多様な自然環境の創出**

生物の生息空間(ビオトープ)を創出し、子供たちが身近な自然に直接触れられる場の提供を図ります。

・ **地域固有の自然環境との共生**

湧水や温泉の豊かで多様な水資源と身近な自然景観とともに暮らします。

歴史・文化的環境の保全 「歴史を知り、地域文化を育成する環境」を育みます。

< 保全・創出・共生上の視点 >

・ **伝統ある黒石の歴史を感じさせる街並み、資源の保全**

「こみせ」に代表される黒石市の伝統を保全し、次世代に伝えます。

・ **社会基盤の充実による快適な生活環境の創出**

新たな公園や観光資源（仕組み）により、快適な生活環境の創出を図ります。

・ **地域固有のまつりの継承と雪との共生**

昔から培ってきた津軽風土の暮らし方を大切にします。

地球環境の保全と創出 「資源が循環し、地球全体と将来世代を思いやる環境」を創ります。

< 保全・創出・共生上の視点 >

・ **限りある資源の有効かつ効率的な利用**

市民や事業者の意識を高め、エネルギー、水、物質の効率的利用を図ります。

・ **環境への負荷の低減**

二酸化炭素排出量を減らし、吸収量を高めた環境への負荷が少ない生活様式としていきます。

・ **資源が循環する社会システムの構築**

資源を効率的に使用し、できるだけ廃棄せず、循環させる新たな仕組みを創ります。



浅瀬石川クリーンの会による河川管理活動



黒石市の特徴的な景観(岩木山とりんご園)

黒石市の様々な環境



「こみせ」でのよされまつり

# 黒石市環境基本計画の進め方

環境要素毎に達成目標を設定し、市民、事業者、市の役割分担のもと、環境の保全、創出のための活動を進めます。

## 1 市民、事業者、市の役割

黒石市の豊かで潤いのある環境を保全・創出するためには、市民、事業者や市等の各主体がそれぞれの役割を認識し、それぞれの立場に応じた公平な役割分担のもと、地域社会の中にパートナーシップ（協働）を形成し、一丸となって、日常的、継続的な取り組みを実施していく必要があります。

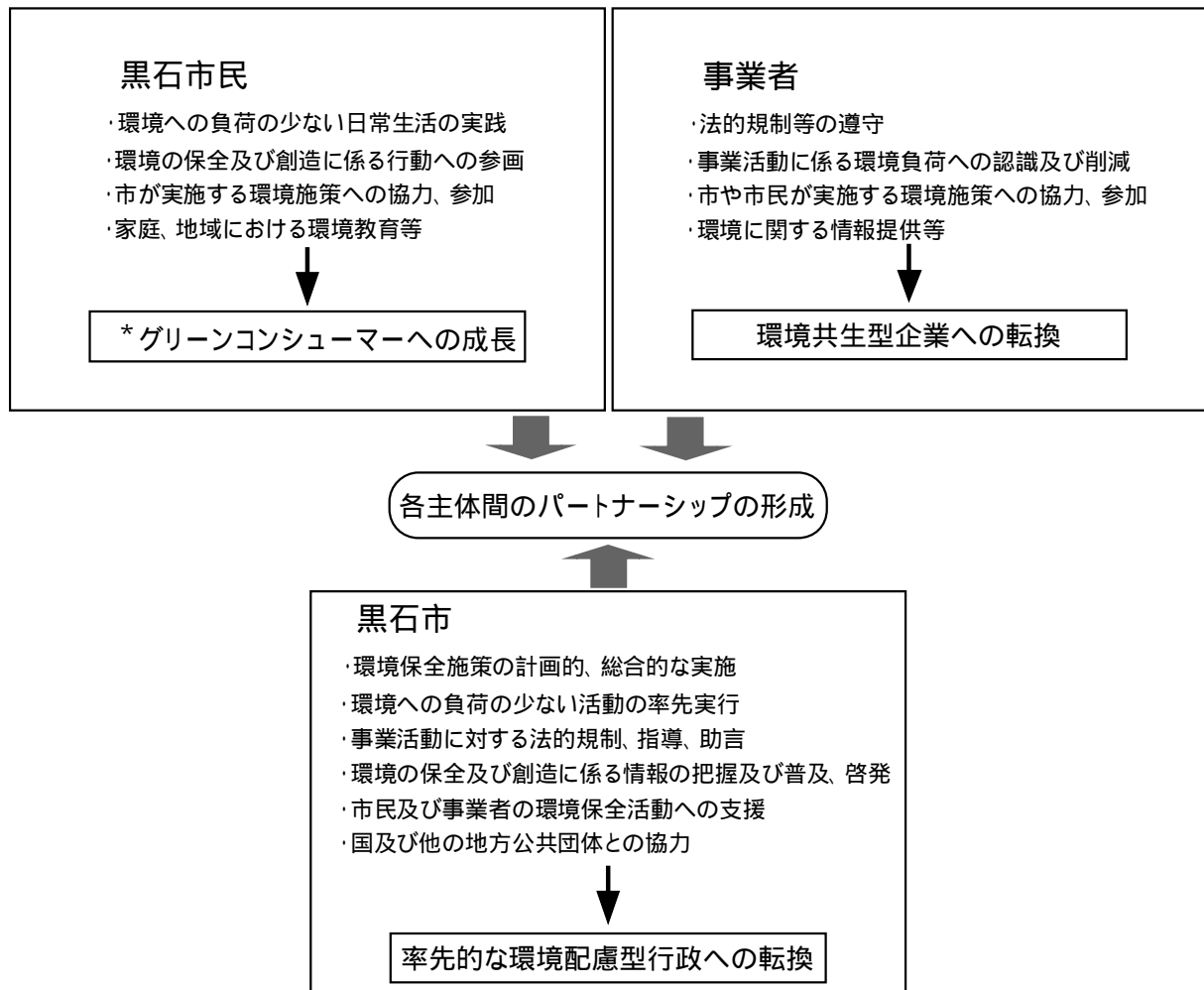


図 市民・事業者・市の役割



## 2 生活環境の保全の進め方

### (1) 大気汚染

<b>達成目標</b>	2010年度(平成22年度)までに、大気質の測定、監視体制を確立し、二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )濃度を現状維持(または、現状値以下に)します。
<b>環境指標</b>	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )濃度の測定値

\*環境基本法による二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)の環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること(53.7.11告示)となっています。

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車のアイドリングをやめ、エコドライブに努めます。</li> <li>・低公害車の利用に努めます。</li> <li>・近所に出かける時はできるだけ、徒歩や自転車で行きます。</li> <li>・ごみなどを庭先や畑地で焼却しません。</li> <li>・暖房器具や家庭用ボイラーの点検をこまめに実施し、環境にやさしい住まいの工夫に努めます。</li> <li>・宅地内の植樹に努め、空気を浄化する緑を増やします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業用車両のアイドリングをやめ、エコドライブを実施します。</li> <li>・事業用車両の低公害車の利用を促進します。</li> <li>・ボイラーや公害防止機器、エネルギー節約機器の導入を促進します。</li> <li>・事業所内でのごみの焼却は行いません。</li> <li>・排出ガス規制は、排出基準値を遵守し、排出濃度をより低減します。</li> </ul>

表 施策の体系

施策の方向(課題)	実施事項	担当課
<b>大気質の継続的監視</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常時観測体制(県実施)</li> <li>・従来調査項目の継続調査の実施</li> <li>・スポカルイン黒石に大気測定局を設け、NO<sub>x</sub>、SPMを常時観測</li> </ul>	生活環境課
<b>未測定物質の濃度測定の実施</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状未測定物質(光化学オキシダント、浮遊粒子状物質(SPM))の測定の実施</li> </ul>	生活環境課
<b>自動車排気ガス低減策の実施</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バス路線充実</li> </ul>	企画課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弘南線の輸送力の増強</li> </ul>	企画課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車、歩行の促進、意識啓発</li> </ul>	建設課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転マナーの啓発</li> </ul>	生活環境課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低公害車の利用</li> </ul>	管財課 生活環境課
<b>工場、事業所での大気汚染物質低減策の実施</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出ガス濃度の測定、基準値遵守の指導</li> <li>・工場、事業所による緑化の推進</li> </ul>	生活環境課
<b>市民、事業者主体の取り組み</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民や事業者によるNO<sub>2</sub>簡易大気汚染調査の実施</li> </ul>	生活環境課
<b>家庭用ごみ焼却炉回収事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理法によりごみの野焼きが禁止され、家庭用ごみ焼却炉を無料で回収</li> </ul>	生活環境課
<b>ダイオキシン類等に関する教育啓発</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「黒石市からダイオキシン類等を少なくきれいな環境を守る条例」に即した指導の実施</li> <li>・ごみ焼却施設のダイオキシン類削減対策</li> </ul>	生活環境課

### (2) 水質汚濁

<b>達成目標</b>	2010年度(平成22年度)までに、生物化学的酸素要求量(BOD)を現状維持(または、現状値以下に)します。
<b>環境指標</b>	生物化学的酸素要求量(BOD)濃度の測定値

\*環境基本法による生物化学的酸素要求量(BOD)の環境基準は、浅瀬石川の四十巻橋で、環境基準AA(BOD値は、1mg/l以下)、中島橋、千年橋、朝日橋で、環境基準A(BOD値は、2mg/l以下)となっています。

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・台所からの排水に、調理くずや廃食油を流さないようにし、家庭排水の浄化に努めます。</li> <li>・合併処理浄化槽の設置に取り組みます。</li> <li>・河川や側溝の清掃活動に積極的に参加します。</li> <li>・できるだけ石鹸を使い、有害洗剤をしません。</li> <li>・家庭からの排水や下水がどこで処理され、どの川に流れているか、関心を持ちます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水規制は、排出基準値を遵守し、排出濃度をより低減します。</li> <li>・自己監視体制の強化に努めます。</li> <li>・廃油類の再利用、再生利用に取り組みます。</li> <li>・事業活動と地域の大気環境(水環境)への影響について、事業所内で話し合います。</li> </ul>

表 施策の体系

施策の方向(課題)	実施事項	担当課
<b>水質の継続的監視</b>	・従来調査項目の継続調査の実施	・生活環境課
<b>生活排水対策の実施</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道事業、農業集落排水整備事業の推進</li> <li>・黒石市流域関連公共下水道事業</li> <li>・西十和田特定環境保全公共下水道事業</li> <li>・農業集落排水事業(大川原地区)</li> <li>・合併処理浄化槽設置整備事業(補助金交付)</li> </ul>	・上下水道部 施設課
	・家庭からの汚濁源削減策の普及啓発(調理くず等の規制・適正処理、石けん等の分解性の高い洗剤の使用促進等)	・生活環境課
<b>生活排水対策の実施</b>	・黒石市地域集会施設等水洗便所設置事業	・まちづくり推進課
<b>工場、事業所での水質汚濁物質低減策の実施</b>	・排水濃度の測定、基準値の遵守の指導	・生活環境課
<b>市民や事業者主体の取り組みの推進</b>	・河川の水質調査や美化活動への積極的な市民参加の推進	・生活環境課

(3) 地下水・土壌汚染

<b>達成目標</b>	2010年度(平成22年度)までに、地下水、土壌の測定、監視体制を確立し、環境基準を現状維持(または、現状値以下に)します。
<b>環境指標</b>	環境基準の達成率

\*環境基本法による「土壌の汚染に係る環境基準:27項目」、「地下水の汚染に係る環境基準:26項目」が定められています。

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水浸透柵の設置を積極的に行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内の舗装には、透水性舗装、透水性ブロックなどを使用し、雨水の地下水涵養を進めます。</li> <li>・地下水使用は、法令による規制基準を遵守し、適正に管理します。</li> <li>・産業廃棄物、建設残土、建設廃材の適正処理と有効利用を図ります。</li> <li>・自己管理体制を強化し、汚染の未然防止に努めます。</li> <li>・農薬の適正な使用に努めます。</li> </ul>

表 施策の体系

施策の方向(課題)	実施事項	担当課
<b>基準に照らした監視体制の整備</b>	・環境基準項目の調査の実施	・生活環境課
<b>地下水量の確保</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水浸透柵の設置、普及開発</li> <li>・透水性舗装、浸透トレンチの設置推進</li> </ul>	・建設課



(つづき)

<b>環境保全型農業の推進</b>	・化学肥料、農薬の適正使用、節減等による環境負荷低減等の促進(環境保全型農業の推進方針)	・農林課
-------------------	--	------

## (4) 騒音・振動

<b>達成目標</b>	2010年度(平成22年度)までに、自動車交通騒音測定地点における騒音の環境基準を達成します。
<b>環境指標</b>	環境基準の達成率(自動車交通騒音)

\* 環境基本法により「道路に面する地域の環境基準(昼間:65dB、夜間:60dB)」が定められています。

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活で発生する騒音(自動車、ペット、ピアノ等)に気をつけます。</li> <li>騒音・振動の発生時には、市に通報します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音・振動の規制値を遵守し、より一層の改善に取り組みます。</li> <li>工事等の事業実施時には、低騒音、低振動型の機械を積極的に導入します。</li> <li>商業的な営業活動(カラオケ、宣伝等)の騒音を自粛します。</li> <li>事業所での建築構造による防音、防振対策を講じます。</li> </ul>

表 施策の体系

施策の方向(課題)	実施事項	担当課
<b>自動車交通騒音の低減</b>	・自動車交通騒音・振動調査の測定地点、回数の増加 ・運転者への意識啓発	・生活環境課
<b>道路、建設工事等による騒音、振動防止の充実</b>	・建設作業騒音・振動に対する指導	・生活環境課
<b>工場・事業所による騒音・振動の低減</b>	・工場・事業所(深夜営業飲食店等)における騒音・振動の指導	・生活環境課
<b>市民意識への啓発</b>	・近隣生活騒音防止の啓発 ・苦情発生時における原因発生者への指導	・生活環境課

## (5) 悪臭

<b>達成目標</b>	全期間中において、悪臭苦情件数の前年度比減を達成します。
<b>環境指標</b>	悪臭の苦情件数

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭(浄化槽、排水、生ごみ)から悪臭が発生しないように適正に管理します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>悪臭公害の原因発生者にならないように配慮します。</li> <li>塗装、畜舎、食品製造、廃棄物処理等による悪臭には、必要な対策を講じます。</li> </ul>

表 施策の体系

施策の方向(課題)	実施事項	担当課
<b>悪臭公害の防止</b>	・工場・事業所への啓発 ・苦情発生時での原因発生者への適正な指導及びフォローアップ	・生活環境課

(6) 地盤沈下

達成目標	2010年度(平成22年度)までに、地下水位の測定、監視体制を確立します。
環境指標	地下水位の測定値

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
・地下水等の過剰な水利用を控えます。(節水)	・未利用水の利用システムの導入を検討します。

表 施策の体系

施策の方向(課題)	実施事項	担当課
地下水位の観測地点の設置	・観測地点の設置	・生活環境課
経年的な監視体制の整備	・地下水位の継続的調査、監視	・生活環境課
未利用水利用の推進	・雨水や工場間接冷却水等の未利用水利用のための指導、啓発	・生活環境課

(7) 有害化学物質

達成目標	2010年度(平成22年度)までに、有害化学物質の適正な管理のための仕組みをつくりまします。
環境指標	環境基準の達成率(ダイオキシン類)

\*ダイオキシン類対策特別措置法により、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準が定められています。

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害化学物質やダイオキシン類への関心を持ち、意識を高めます。</li> <li>・ごみ等を野焼きせず、適切に分別して排出します。</li> <li>・家庭で使う油類(ガソリン、軽油、灯油、その他油類)が直接地面や下水に流れないようにします。</li> <li>・家庭で農薬を使う場合は、必要以上に散布せず、取り扱いに十分配慮します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害化学物質の保管、管理を適切に行い、直接河川や土壌に流出しないよう徹底します。</li> <li>・PRTR法に基づき、有害化学物質の環境への排出量、廃棄物としての移動量を適正に登録し、公表します。</li> <li>・基準を満たしていない小型焼却炉は使用しません。</li> <li>・農業関係者は、環境保全や減農薬栽培に取り組みます。</li> </ul>

表 施策の体系

施策の方向(課題)	実施事項	担当課
有害化学物質の継続的監視	・市内での観測地点設置(観測の実施)	・生活環境課
有害化学物質に関する情報提供の推進	・有害化学物質に関する情報の収集、提供	・生活環境課
ダイオキシン類等に関する教育啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「黒石市からダイオキシン類等を少なくし、きれいな環境を守る条例」に即した指導の実施</li> <li>・ごみ焼却施設のダイオキシン類削減対策</li> </ul>	・生活環境課

### 3 自然環境の保全と創出の進め方

#### (1) 動・植物

<b>達成目標</b>	2010年度(平成22年度)までに、黒石市内の動・植物の生息・生育状況を把握し、環境情報図(データベース)に整理します。
<b>環境指標</b>	環境情報図(データベース)作成、自然環境観察会の実施回数

\* 自然環境のうち、身近に生息・生育する動・植物の状況とそれを把握するための活動を目標とし、自然環境実態調査や自然観察会の開催を進めます。これらの成果として、環境情報図(データベース)を作成し、より定量的な指標や目標を設定します。

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>市内で見られる身近な動・植物(自然全般)に関心を持ちます。</li> <li>動・植物調査や保護活動への参加、協力をを行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業活動が市域の自然環境へ与える影響について、社内で話し合う機会を持ちます。</li> <li>動・植物調査や保護活動への協力をします。</li> <li>事業活動による貴重な動・植物への影響回避に努めます。</li> </ul>

表 施策の体系

施策の方向(課題)	実施事項	担当課
<b>動・植物の生息・生育環境の保全</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境実態調査の実施</li> <li>貴重種、固有種の生息地の保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境課</li> <li>企画課</li> </ul>
<b>市域における豊かな自然環境を活かした水と緑のネットワークの形成</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワーク形成のためのまちづくり計画の作成</li> <li>市民主体による環境ワークショップの開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設課</li> <li>企画課</li> </ul>
<b>環境情報の提供と環境教育の推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報等を通じた環境情報の提供</li> <li>こどもエコクラブへの活動支援、せせらぎウォッチング(水生生物調査)への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境課</li> <li>社会教育課</li> </ul>

#### (2) 山岳

<b>達成目標</b>	全期間を通じ、山岳景観を保全(確保)し、適正な山岳利用ができる山岳空間を創出します。
<b>環境指標</b>	景観配慮の指導実施数、登山道の点検実施数

\* 黒石市の東側にある山岳は、標高1,500m程度あり、八甲田山系に連なっています。こうした山々は、市街地からも眺望することができ、日常において身近に感じられるものになっています。

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域のランドマークである山岳景観に関心を持ちます。</li> <li>住宅の新築、改築には、山岳景観の眺望性への配慮に努めます。</li> <li>黒森山のウォーキングセンターを積極的に活用します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の新築や改築には、山岳景観の眺望性に配慮します。</li> </ul>

表 施策の体系

施策の方向(課題)	実施事項	担当課
<b>ランドマークとなる山岳景観の保全</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な看板等の設置時における景観配慮指導</li> <li>景観形成計画の策定</li> </ul>	建設課
<b>登山等による山岳の適正な利用</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登山道の点検</li> <li>マナー冊子の作成、配布</li> </ul>	農林課

(つづき)

県営治山事業	・山地災害防止のための治山施設設置及び防災機能の高い森林整備と災害復旧	・農林課
市農林業災害復旧事業補助金	・農地、農林業施設にかかる災害復旧に要する補助金の交付	・農林課

## (3) 森林

達成目標	2010年度(平成22年度)までに、市民の手によって、身近な森林の質を高め、憩いの場となるようにします。
環境指標	自然環境観察会の実施回数、保存樹林の指定箇所数

\*身近な森林の「質」は、生物の生息空間やCO<sub>2</sub>吸収源としての森林の新たな価値を「人」の関わりの中で構築していくこととし、当面は、樹林調査(規模・位置、自然環境)や森林を活かした自然観察会の実施を通じた森林の価値の発見を進めます。

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な動・植物の生息地となる森林の保全に協力します。</li> <li>・育林活動等の森林の保全に関する活動に積極的に参加します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雑木林の保全活動や、育林適所における林業の振興を図ります。</li> <li>・林業関連の事業者は、間伐等の適切な手入れを実施します。</li> <li>・事業活動により樹林環境へ影響がある場合には、回避、低減、代償措置を講じます。</li> </ul>

表 施策の体系

施策の方向(課題)	実施事項	担当課
市街地内の身近な森林(社寺林、斜面林)の積極的な保全	・市街地の既存樹林の把握(規模・位置、自然環境) ・保存樹林指定の検討	・生活環境課 ・建設課 ・文化課
市東部の自然性の高い森林の保全及び適正な利用	・自然植生地の調査 ・貴重な植生地と保護の検討 ・森林を活かした自然観察会の実施	・生活環境課 ・農林課
森林資源の充実と生産基盤の整備	・黒石市森林整備事業計画書 ・県営森林基幹道開設事業	・農林課
森林の公益的機能の充実	・森林の育成や治山施設等の整備、保全 ・黒石市森林整備計画	・農林課
森林の総合的利用	・こけしの森林づくり(被害地等森林整備)分収造林 ・緑の募金運動	・農林課 ・企画課 ・農林課

## (4) 湖沼

達成目標	2010年度(平成22年度)までに、湖沼の自然環境面の価値を認識し、生物の生息空間となるよう、保全します。
環境指標	湖沼の現況(規模・位置、自然環境)調査の実施

\*黒石市の湖沼(ため池、ダム湖)は、社会状況の変化により、その存在理由の低下が考えられますが、生物の生息空間、レクリエーション利用等の新たな価値の創出により、今後も、社会的価値の中で存続させていくことが可能となります。

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
・湿地や水辺環境の再生活動、作業に参加します。	・事業地内にピオトープ等の生物の生息空間の整備を図ります。

表 施策の体系

施策の方向(課題)	実施事項	担当課
新たな湖沼(ダム湖)及び周辺環境の継続的調査	・関係機関との連携によるダム湖周辺の自然環境調査の実施 ・調査結果の公表	・生活環境課 ・農林課
湖沼及び周辺環境の保全及び適正な利用	・ため池の現況の把握(規模・位置、自然環境) ・良好なため池の保全指定の検討	・生活環境課 ・農林課

(5) 河川

達成目標	2010年度(平成22年度)までに、河川の豊かな水辺環境を認識し、市民が親しめる川を創出します。
環境指標	河川自然調査/自然観察会参加者数、自然環境(ビオトープ)整備箇所数

\* 黒石市は、浅瀬石川ダムを有し、下流域への多目的な水源を供給する水源地域です。水源地域としての役割は、下流受益地に安全な水源を供給することであり、川の自然や利用の質の向上が重要となっています。そのため、河川整備や住民参加を通じ、多様性の高い水辺環境の創出やふれあいの場の確保を目標に掲げます。

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川環境調査の活動に家族で積極的に参加します。</li> <li>・水辺環境の再生について関心を持ち、ホテルの再生活動に協力します。</li> <li>・河川の汚れにつながる行動をつつしみ、美しい河川づくりに協力します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動による河川環境への影響(河川水質の汚濁等)について関心を持ち、環境配慮に努めます。</li> <li>・浅瀬石川クリーン運動に積極的に参加し、市内の美化意識を啓発します。</li> </ul>

表 施策の体系

施策の方向(課題)	実施事項	担当課
河川環境調査の充実	・河川環境(動・植物、水質)調査の実施	・生活環境課 ・教育委員会
	・水生生物による水質調査(せせらぎウォッチング)	・生活環境課
生き物の生育環境としての河川の保全、再生	・市民参加による河川観察会の実施 ・多自然型工法による河川整備 ・浅瀬石川に魚を放流	・教育委員会 ・建設課
河川敷の水辺環境としての有効利用(水辺空間の創出)	・親水レクリエーション空間の整備 ・河川と一体となったまちづくり誘導空間整備 ・東公園を核とした水辺ふれあい空間 ・紅葉山を核とした自然活用型河川整備	・建設課
河川管理体制の確立	・国や県と連携した管理体制の確立 ・河川敷内の整備 ・浅瀬石川クリーン運動の実施(美化意識の啓発)	・建設課 ・生活環境課

\* 浅瀬石川は一級河川であり、直轄(国)管理なので、親水空間等の整備では関係機関との調整が必要になります。

(6) 湧水

達成目標	湧水の質と量を維持し、2010年度(平成22年度)までに湧水マップを作成し、まちづくりに湧水を活用します。
環境指標	湧水マップの作成、名水の指定

\* 湧水の維持を図り、良質な湧水をまちの資源として活用することを目標として掲げます。

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
・市内の点在する湧水に関心を持ちます。	・農業における新鮮な湧水の利用を検討します。

表 施策の体系

施策の方向(課題)	実施事項	担当課
湧水の保全及び利用	・水質、水量の把握 ・名水の指定	・生活環境課
湧水による環境 PR の促進	・湧水マップの作成 ・湧水に関する意識啓発	・生活環境課

(7) 温泉

達成目標	2010年度(平成22年度)までに、豊富な温泉資源の多様な利用(産業や医療)についての研究を進めます。
環境指標	温泉の利用者数、研究内容の報告

\* 黒石市の温泉は、古くから浴用を中心に保養や療養をはじめ、観光面などで利用されていました。最近では、技術開発により、クリーンエネルギー源として温泉熱利用が注目されており、野菜や花きの施設園芸、養殖、施設の暖房などに実用化されています。

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
・市内の温泉について、関心を持ちます。	・農業における温泉熱源の利用を検討します。

表 施策の体系

施策の方向(課題)	実施事項	担当課
温泉資源の保護、保全	・温泉の水質、水量の定期的な把握 ・利用客のニーズの把握	・商工観光課
温泉資源の産業、医療等の利用への適切な活用	・研究体制の確立	・商工観光課

(8) 自然景観

達成目標	全期間を通じ、市民1人ひとりが美しい自然景観を認識し、良好な景観が形成されるまちにします。
環境指標	景観意識の啓発活動、景観形成のための活動状況

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
・家の周りの環境美化に努めます。 ・地域での美化活動に積極的に参加します。	・屋外広告や高層建築による自然景観の眺望や田園風景を損なわないように配慮します。

表 施策の体系

施策の方向(課題)	実施事項	担当課
地域を特徴づける河川環境と田園景観の保全	・自然景観の眺望性の確保 ・景観を阻害する看板、広告塔等の設置時での景観配慮指導 ・大規模行為の届出、屋外広告物の制限	・建設課
景観資源(浅瀬石川、りんご園等)の保全と活用	・河川やりんご園等の良好な自然景観の保存	・建設課
クリーン作戦・地域活動の奨励	・クリーン作戦等の推進 ・コミュニティ組織の環境美化、清掃活動の奨励、支援	・生活環境課

## 4 歴史・文化的環境の保全の進め方

### (1) 公園・緑地

<b>達成目標</b>	<b>全期間を通じ、市民が主体的に活動し、水と緑の豊かな潤いあるまちにします。</b>
<b>環境指標</b>	<b>公園・緑地面積、公園の維持管理への市民参加状況、「緑の基本計画」の策定</b>

\*「公園」や市街地に残存する「緑地(樹林地)」、市民参加、計画的な公園整備に着目した目標を掲げ、公園の整備、市民参加、計画策定への取り組み状況を指標として設定しました。

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
・公園や緑地の美化活動に積極的に参加します。	・事業地内の緑化に努めます。 ・公開性が可能な敷地(緑化空間)は、積極的に市民に開放します。

表 施策の体系

施策の方向(課題)	実施事項	担当課
<b>都市公園の整備や改修</b>	・都市公園の整備 ・公共施設緑地、民間施設緑地の確保・充実 ・市民参加による公園の清掃や改修の実施 ・東公園整備事業 ・黒石運動公園整備事業 ・緑地の創出	・建設課
<b>「緑の基本計画」の策定による計画的な公園・緑地の整備</b>	・「緑の基本計画」の策定	・建設課
<b>農業試験場の跡地利用</b>	・利用検討	・建設課
<b>水辺空間ネットワークの形成</b>	・サイクリング道、河川道の利用、サインの整備 ・観光散策ネットワーク化の促進	・建設課
<b>水辺空間ふれあい活動の促進</b>	・イベントの開催 ・普及啓発活動の推進	・建設課
<b>ビオトープ公園の整備</b>	・ビオトープ公園整備の推進	・建設課

### (2) 街並み景観

<b>達成目標</b>	<b>全期間を通じ、市民が主体的に活動し、「こみせ」を核とし、歴史が肌で感じられるまちにします。</b>
<b>環境指標</b>	<b>「こみせ」に関わるまちづくり活動の状況</b>

\*黒石市では、まちの各所で地域でつちかわれてきた歴史が感じられるまちづくり(景観形成)に着目した目標を掲げました。

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
・街並み景観に関心を持ち、環境に配慮した暮らし、商業、交通などを見直す中で地域の魅力を高めていきます。 ・街並み景観を創るため、建物を建てる時は、周辺景観との調和に配慮します。	・屋外広告物は、色、デザイン、大きさなど街並み景観を阻害しないように配慮します。 ・観光関連の事業者は、市民や市と連携して街並み景観の魅力づくりに協力、提言を行います。



表 施策の体系

施策の方向(課題)	実施事項	担当課
伝統的街並みの保存と活用	・火のみ櫓や土蔵などの保存	・建設課
	・伝統的建造物群保存事業	・文化課
「こみせ」を核とした黒石市の 特徴的な街並み景観の保 全	・景観形成計画の作成 ・街並み景観に関する意識啓発 ・景観障害物の改善	・建設課 ・商工観光課
「こみせ」を核とする「街並み 観光」の推進	・こみせ通りの修理、修復 ・中庭の開放促進 ・観光ボランティアガイドの充実	・商工観光課



こみせ



雪の中のこみせ

(3) 観光・レクリエーション

達成目標	全期間を通じ、市民1人ひとりが、地域の観光資源を認識し、あずましさを感じられるまちにします。
環境指標	観光ボランティアガイドの登録数、活動回数・状況

\* 他地域との交流は、地域の違いを認識しながら、互いのよさを切磋琢磨することができます。また、交流人口の増加によるまちの活力の向上にも寄与するものです。市民1人ひとりが観光への認識向上を図り、黒石市で“あずましさ”を感じられるまちづくりに着目した目標を掲げ、特に、観光活動への市民参加の状況を指標として設定しました。

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
・地場産品を積極的に使います。	・観光関連の事業者は、地場産業、商業、観光等と連携して地域の魅力づくりに取り組みます。

表 施策の体系

施策の方向(課題)	実施事項	担当課
自然や温泉、歴史的遺産を活用した観光及び 物産振興 (温泉資源の活用と温泉地情緒の醸成)	・観光ボランティアガイドの拡充 ・物産品の開発 ・環境美化の推進	・商工観光課 ・文化課
既存観光施設の有効利用	・NPO やボランティアによる施設の多様な利用	・商工観光課
広域観光の拠点づくり	・道路案内、観光案内の整備	・商工観光課
立寄り休憩利用にかかわる休憩、情報機能の 整備	・休憩、情報機能の整備	・商工観光課

(つづき)

宿泊拠点としてのイメージアップと魅力づくり	・個性的な宿泊施設の整備	・商工観光課
広域観光ネットワークの形成と商品化の促進	・津軽地域全体のイメージの普及、宣伝	・商工観光課

## (4) 歴史・文化財

達成目標	全期間を通じ、市民1人ひとりが、地域の歴史を再認識し、歴史を後世に伝えるまちにします。
環境指標	広報掲載や案内板設置数、文化財講演会や文化財めぐりの実施回数

\* 市民が地域の歴史を再認識し、これを地域の良さとして後世に伝える意識づくりに着目した目標を掲げ、文化財の情報提供や学習機会の創出を指標として設定しました。

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的、文化的に価値の高いものは、保存や情報提供に努めます。</li> <li>・家庭、地域で黒石市の歴史、文化財について話し合う機会を持ちます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的、文化的な価値のあるものへの認識を高め、事業活動に活用します。</li> </ul>

表 施策の体系

施策の方向(課題)	実施事項	担当課
歴史、文化財の保全と有効利用 (文化財指定の推進)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存文化財の適切な維持管理</li> <li>・文化財活用方法の検討</li> <li>・文化財情報の提供</li> <li>・歴史・文化の学習や意識啓発の推進</li> <li>・文化財への指定</li> <li>・標柱と案内板の設置</li> <li>・展示方法の検討</li> </ul>	・文化課
温泉郷周辺の歴史・文化財探訪スポットの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川辺の修景や散策路の整備</li> <li>・探訪コースの設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工観光課</li> <li>・建設課</li> <li>・文化課</li> </ul>

## (5) まつり(民俗芸能)

達成目標	全期間を通じ、地域の伝統、文化、風習を再認識し、市民参加によるまつり(民俗芸能)を後世に伝えるまちにします。
環境指標	まつり実施回数、後継者の育成状況

\* 市民が民俗芸能やまつりを地域の特徴として再認識し、市民の参加によってまつりを後世に伝えることに着目した目標を掲げ、地域への愛着の醸成を育てることとして設定しました。

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域でのまつりに家族で積極的に参加します。</li> <li>・家族で地域の伝統や言い伝えを話し合います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬季イベントの開催支援を図ります。</li> <li>・事業活動に地域の伝統の活かし方を検討します。</li> </ul>

表 施策の体系

施策の方向(課題)	実施事項	担当課
地域の民俗芸能を伝える後継者の育成 (後継者育成と保存会の支援)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まつりの継続的な実施</li> <li>・民俗芸能の後継者育成</li> <li>・宵宮の情報発信</li> </ul>	・文化課

	・保存会存続のための支援 ・人材の確保(民俗文化財後継者育成事業)	
楽しめるまつりの創出	・楽しめるまつり(内容検討) ・参加しやすいまつりの運営	・商工観光課
民謡教室の開催	・市内小・中学校を対象にした民謡教室の開催	・教育委員会
津軽じょんから節の全国発信	・「津軽じょんからの里」の樹立と全国発信、継承活動への支援	・商工観光課 ・まちづくり推進課
まつり、イベントの統合、併催	・複数のイベントの統合、併催	・商工観光課
冬季イベントの振興	・PRの強化、開催支援	・商工観光課

(6) 雪

達成目標	2010年度(平成22年度)までに、雪の産業面での活用を推進し、自然エネルギーを活用するまちにします。
環境指標	雪活用の調査・研究状況、克雪施設の整備実績(箇所数)

\*雪との関わりを克雪から利雪に転換することで雪の利用価値が生まれ、除雪費用等の軽減により、より効率性の高い財政運営が可能になります。

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・雪かき等は、地域で協力して実施します。</li> <li>・雪を活かしたイベントに積極的に参加します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雪による冷熱源の利用を検討します。</li> <li>・冬季イベントの開催支援を図ります。</li> </ul>

表 施策の体系

施策の方向(課題)	実施事項	担当課
市内での利雪の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雪の活用に関する調査、研究</li> <li>・冬季スポーツの奨励</li> <li>・スポーツ施設の整備</li> <li>・冬季イベントの充実、創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林課</li> <li>・社会教育課</li> </ul>
多様な克雪対策の段階的な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的な除排雪事業の推進</li> <li>・交通安全施設の整備</li> <li>・融雪溝整備の促進</li> <li>・住民の協力体制の確立</li> <li>・除雪事業</li> <li>・ぐみの木野際線他凍雪害防止事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設課</li> </ul>

## 5 地球環境の保全と創出の進め方

### (1) 廃棄物

<b>達成目標</b>	全期間を通じ、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再資源化(リサイクル)を促進し、資源循環型社会を目指します。
<b>環境指標</b>	資源ごみ分別収集量、合併処理浄化槽の設置箇所数

\*平成 11 年に黒石地区清掃施設組合が容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画を策定し、ペットボトル、その他のプラスチック、無色のびん、茶色のびん、その他の色のびん、段ボール、紙パック、雑誌、その他紙の 9 品目を資源ごみとして分別収集しています。

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ出しは、ルールを守り、効率良い回収ができるようにします。</li> <li>・資源ごみは、きっちり分別して出します。</li> <li>・生ごみの堆肥化に取り組みます。</li> <li>・買い物では、買い物袋を持参し、余分な包装紙や袋を断ります。</li> <li>・詰め替え用商品や再生品を利用します。</li> <li>・フリーマーケット等に参加して再利用を進めます。</li> <li>・ごみの不法投棄への監視体制に協力します。</li> <li>・地場産品や自然の素材を暮らしに活かします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店では、包装をできる限り減らします。</li> <li>・事業活動での効率的な紙使用を行い、古紙の発生を減らします。</li> <li>・事業系一般廃棄物は、分別回収を徹底し、リサイクルを進めます。</li> <li>・エコマーク商品の使用、販売に努めます。</li> <li>・産業廃棄物は、処理処分が適正になされるよう管理を徹底し、不法投棄、不適正な焼却をしないことを徹底します。</li> </ul>

表 施策の体系

施策の方向(課題)	実施事項	担当課
ごみ減量化への継続的な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源ごみ分別収集の促進</li> <li>・ISO14001 への対応</li> <li>・広報等を通じ、ごみに関する情報の定期的な提供</li> </ul>	・生活環境課
不法投棄の監視体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄防止対策事業</li> </ul>	・生活環境課
家庭や事業所におけるごみ処理意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所における分別収集の徹底</li> <li>・家庭における生ごみの堆肥化</li> <li>・イベント、パンフレットによる啓発活動</li> <li>・環境教育への取り組み</li> </ul>	・生活環境課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育セミナー</li> </ul>	・社会教育課
リサイクルシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フリーマーケットの開催支援</li> <li>・リサイクル、リユースシステムの研究、支援</li> </ul>	・生活環境課
し尿処理への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集量の減少に伴う収集体制の確立</li> <li>・合併処理浄化槽の普及促進</li> <li>・浄化槽の維持管理の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上下水道部施設課</li> <li>・生活環境課</li> </ul>

### (2) エネルギー消費

<b>達成目標</b>	2010 年度(平成 22 年度)までに、省エネルギーでも社会が持続できるまちにします。
<b>環境指標</b>	エネルギー消費量、自然エネルギー利用の検討

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷暖房の温度設定に気をつけ、衣服による工夫を心がけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー型の照明、電気機器の使用、蛍光灯の取り付け本数の調整及び反射板の取り付けにより節電に</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>カーテンの厚さを替えたり、ブラインドやすだれによる温度調節をします。</li> <li>電気のスイッチをこまめに切ったり、テレビ等の待機用スイッチを切る等のこまめな節電を実施します。</li> <li>低公害車の利用に努めます。</li> <li>自動車のアイドリングをやめ、エコドライブに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>努めます。</li> <li>ESCO 事業の導入を検討します。</li> </ul>
--	--

表 施策の体系

施策の方向(課題)	実施事項	担当課
電力消費量の継続的な低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭での省エネルギー対策の推進(情報提供と意識啓発)</li> <li>環境共生建築の推進(個人住宅、大規模店舗)</li> <li>事業者への省エネルギーの普及啓発</li> <li>自然エネルギー利用の促進</li> </ul>	生活環境課
市営住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設時における環境共生建築の導入、ユニバーサルデザインの導入</li> </ul>	建設課

### (3) 水使用量

達成目標	全期間を通じて、市民1人ひとりが、節水に心がけ、水資源を大切にすまにします。
環境指標	1戸当たりの平均給水量、節水効果の啓発状況

\* 水資源の有効利用のためには、公共施設での節水型機器の導入や市民生活、事業活動での節水行動が重要であり、水源地域でもあるため、水資源の大切さを認識することを定性的な目標として掲げています。

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>こまめな節水を実施します。</li> <li>節水効果の高い家電製品(洗濯機、食器洗浄機等)の購入を心がけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所での水利用のシステムを見直し、トイレでの中水利用等を検討します。</li> <li>こまめな節水を実施します。</li> </ul>

表 施策の体系

施策の方向(課題)	実施事項	担当課
水使用量の抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設における節水型機器、設備の導入</li> <li>節水効果の啓発</li> <li>中水利用の促進</li> <li>市街地における雨水の地下浸透の推進</li> <li>水使用量の抑制に関する意識の高揚</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境課</li> <li>上下水道部管理課</li> </ul>
水道事業の健全経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>漏水調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上下水道部施設課</li> <li>上下水道部管理課</li> </ul>
供給施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽管更新事業</li> </ul>	上下水道部施設課
水資源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>水源調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境課</li> <li>上下水道部施設課</li> </ul>
簡易水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化した簡易水道施設の更新</li> <li>簡易水道事業の統合</li> </ul>	上下水道部施設課

### (4) 二酸化炭素排出量

達成目標	全期間を通じて、二酸化炭素排出量の削減にむけ、各主体ができることを積極的に進めます。
環境指標	二酸化炭素排出量、地球環境問題への意識啓発状況

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・近所への外出は、自家用車の使用を控え、徒歩や自転車で出かけます。</li> <li>・節電型の家電製品の購入を心がけます。</li> <li>・家庭内で、節電、節水について話し合います。</li> <li>・家庭における省エネルギー、自然エネルギー(太陽熱)の活用を図ります。</li> <li>・家を建てる際には、高断熱、高气密性に配慮します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関や徒歩、自転車による通勤に努めます。</li> <li>・事業所において、省エネルギー機器の導入や自然エネルギー(風力等)の活用を図ります。</li> <li>・事業所内で、環境にやさしい事業活動について話し合います。</li> <li>・事務所や工場の建設には、雨水等の利用(中水道システム)、太陽熱供給システム、エネルギー利用効率の高い(コージェネレーション)施設、高断熱・高气密性構造などの環境共生技術を導入します。</li> </ul>

表 施策の体系

施策の方向(課題)	実施事項	担当課
<b>変化量の経年的監視</b>	・二酸化炭素排出量の算定	・生活環境課
<b>市民や事業者による省エネルギー活動の充実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境配慮行動の実践(アイドリングストップ、ノーカーデー、自転車利用、公共交通機関利用、低公害車導入)</li> <li>・地球環境問題への意識啓発</li> </ul>	・生活環境課
<b>駐輪場の整備</b>	・黒石駅前駐輪場建設事業	・建設課
<b>一般市道の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な整備の推進</li> <li>・黒石環状線道路改良工事</li> <li>・袋井町2号線他道路整備事業</li> </ul>	・建設課
	・黒石駅周辺地区土地区画整理事業	・建設課
<b>集落間道路の整備</b>	・計画的な整備の推進	・建設課
<b>歩道の整備</b>	・バリアフリー対応による歩道整備	・建設課
<b>道路舗装の補修</b>	・舗装の補修	・建設課
<b>地球温暖化対策の推進</b>	・環境保全率先行動計画策定	・生活環境課

(5) 二酸化炭素吸収量

<b>達成目標</b>	全期間を通じて、二酸化炭素吸収量の維持・増加にむけ、緑地の確保を積極的に進めます。
<b>環境指標</b>	二酸化炭素吸収量、地球環境問題への意識啓発状況

表 市民と事業者の役割

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地での緑化を進めます。</li> <li>・植樹等の森林の保護に積極的に参加します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内での緑化を進めます。</li> <li>・森林保護の活動を支援します。</li> </ul>

表 施策の体系

施策の方向(課題)	実施事項	担当課
<b>吸収源となる森林の保全</b>	・保存樹林指定の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設課</li> <li>・農林課</li> </ul>
<b>市街地での緑化の推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園・緑地の整備</li> <li>・公共施設、事業所、個人住宅での緑化の推進</li> <li>・東公園整備事業、黒石運動公園整備事業</li> <li>・緑地の創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設課</li> <li>・農林課</li> <li>・生活環境課</li> </ul>

(6) 1人・1世帯当たりの二酸化炭素排出量

達成目標	全期間を通じて、日常生活における二酸化炭素排出量を認識し、各家庭における排出量削減の向上に向け積極的に取り組みます。
環境指標	1人・1世帯当たりの二酸化炭素排出量、環境家計簿の実施状況

表 市民と事業者の役割

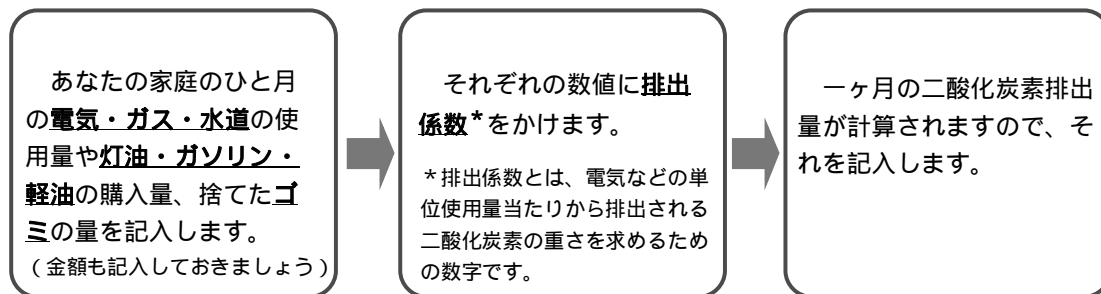
市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境家計簿をつけて生活様式を見直します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所で、環境会計を算定し、事業活動を見直します。</li> <li>・ISO14001、K E Sの認証取得を目指します。</li> <li>・事業所での、省エネルギー(節電、節水)、自然エネルギー(風力等)の活用を図ります。</li> <li>・所内活動において、組織的に環境保全に関する取り組みを推進します。</li> </ul>

表 施策の体系

施策の方向(課題)	実施事項	担当課
家庭における二酸化炭素排出量の管理	・環境家計簿普及事業	・生活環境課

環境家計簿ってなに？

環境家計簿は、地球温暖化の主な原因となっている二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出量を各家庭で計算するための家計簿です。(環境家計簿は、生活環境課環境衛生係で入手できます。)



1ヶ月の二酸化炭素排出量がわかったら、環境にやさしい生活(エコライフ)を心がけ、次の月には、さらに二酸化炭素排出量を減らすよう努力しましょう。

家庭からの電気・ガス・ガソリンなどの使用量、ゴミの量を減らすことは、環境にやさしいだけでなく、家計の節約にもつながります。



## 重点的施策

重点施策は、個別の施策の中でも、特に重点的に取り組むべき部分であり、黒石市の環境の改善に向けた先導的な流れを形成するものです。また、分野横断的かつ市内の資源を活用して独自に進められる取り組みによる市民、事業者、市が連携しながら施策を進めることが重要になってきます。

### 1 学校、家庭、事業者における環境保全活動（教育）の普及

学校や家庭における環境への配慮活動の普及を図るため、学校では、モデル学校・モデル学級等を設定し、児童、生徒、職員等が取り組む環境への配慮活動を実施します。

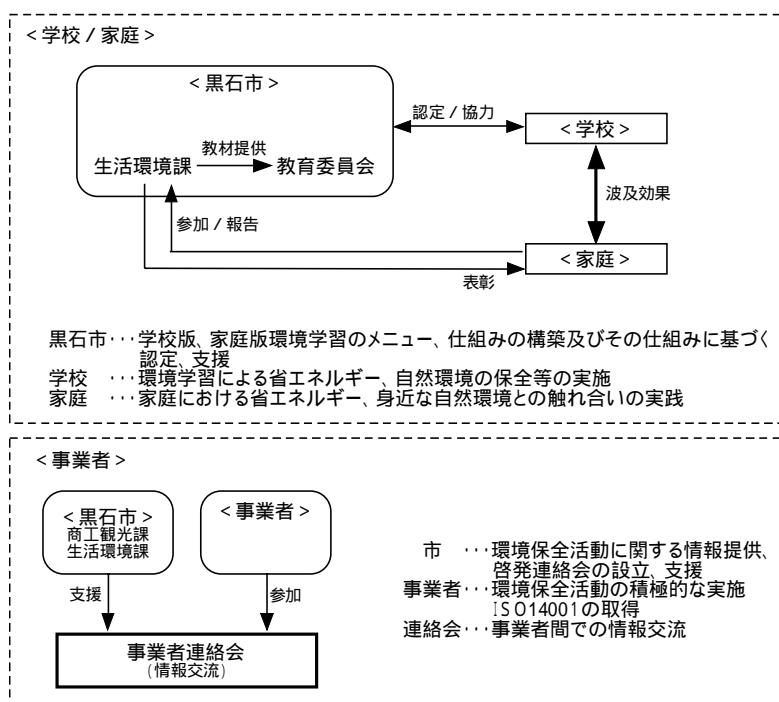


図 施策展開のための仕組み



せせらぎウォッチング(その )



せせらぎウォッチング(その )

## 2 「こみせ」の保全（地域の固有景観の保全）

市では、まちづくりの一環として、景観形成の基本的な計画を策定し、「こみせ」の伝統的建造物群保存地区への指定や様々な市民の主体的な活動をサポートしていきます。また、事業者は、「こみせ」等の歴史的建造物を重要な観光資源として認識し、体験型のソフト観光事業等を提供し、新たな観光事業の形成に努めます。

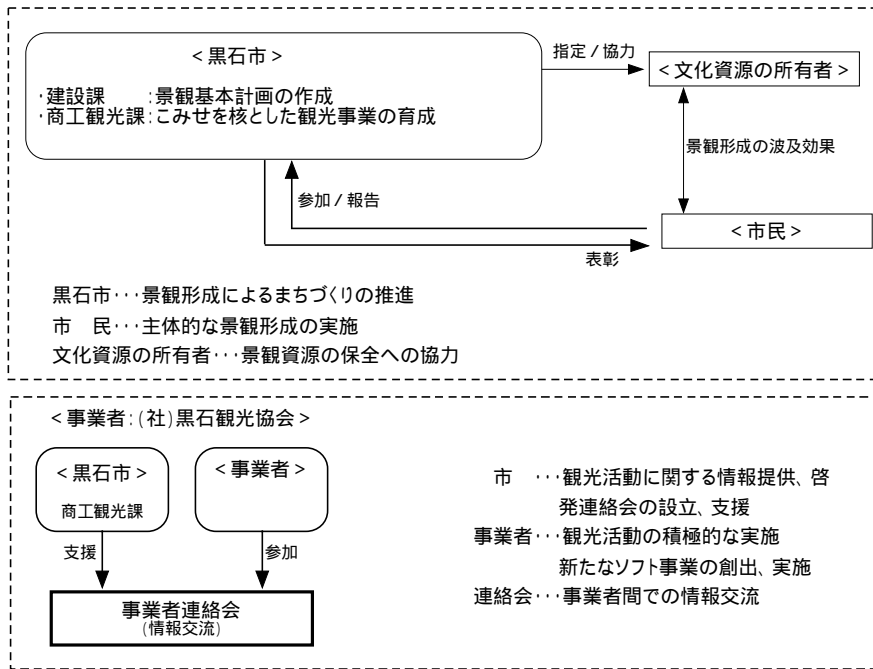


図 施策展開のための仕組み

## 3 良質な水環境の保全

下水道整備等における合意づくり、合併処理浄化槽への補助のあり方に配慮しながら、地域の実情にあった整備を実施し、良質な水環境を保全します。

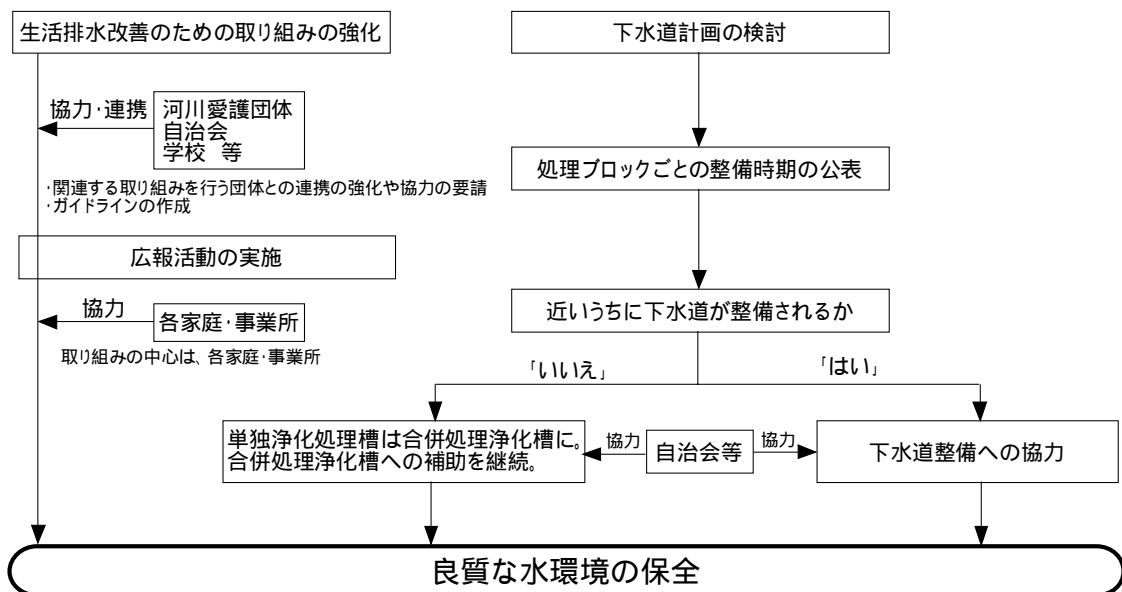


図 水環境の保全のための仕組み

#### 4 省エネルギー対策の実施

将来ビジョン（地域省エネルギービジョン）や環境マネジメント（KES（AES））のもと、市の率先した省エネルギー対策への取り組みや市民1人ひとりが環境保全に基づく行動を実践していくことが重要です。

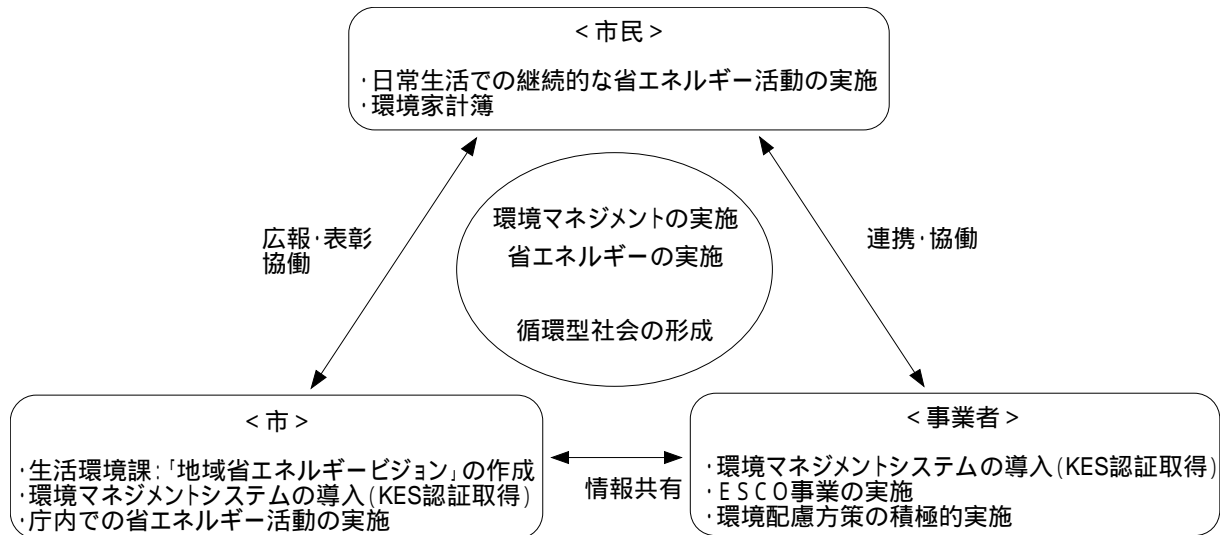


図 施策展開のための各主体のかかわり

##### < K E Sの特徴 >

「環境マネジメントシステム」は、企業等の経営に当たって経費削減などの環境経営に取り組むことにより、地球規模で問題になっているCO<sub>2</sub>の削減などを継続的に展開できることとなる環境への負荷を管理・低減するための仕組みです。

##### 認証取得の目的

環境問題に関心を持ち、日常的にその取り組みが出来るようになる。

##### 適用組織、業種

あらゆる規模、業種の組織（企業、自治体、学校、家庭等）で取り組める。

##### 規格の内容

内容や表現を平易で取り組みやすくし、段階的に取り組める。

##### < 認証組織（問い合わせ先） >

認証組織は、「ひろさき環境パートナーシップ21（代表：鶴見 実）」であり、「青森県環境マネジメントシステム・フォーラム（AES・F）」を設けています。

住所：青森県弘前市川先2丁目1-8 サクラメントハウス川先

：0172-29-1566 Fax：0172-29-1660

## 5 環境基本計画の進捗状況の監視

環境基本計画の進捗状況を客観的に把握するため、計画の監視体制を構築し、年度報告書の作成や、庁内担当部署での達成目標の達成状況を公表するとともに、職員あるいは、部課単位で意識の高揚を図る仕組みの構築、実施を図ります。

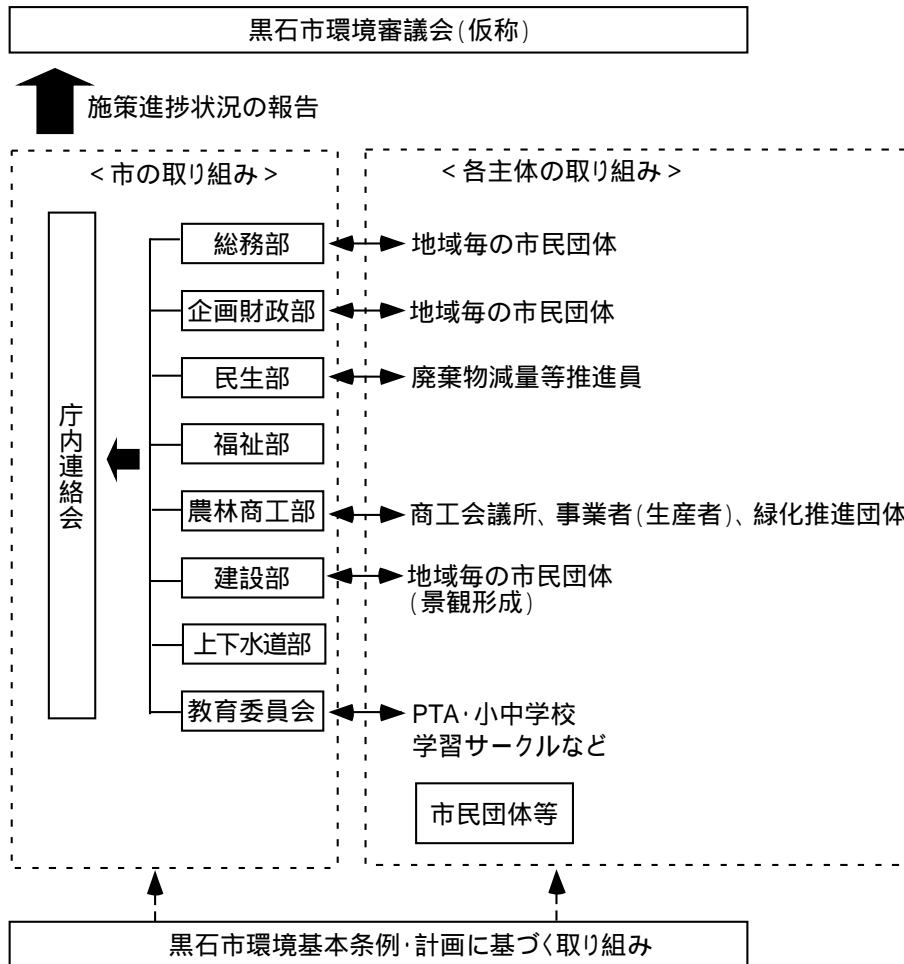


図 施策展開のための仕組み

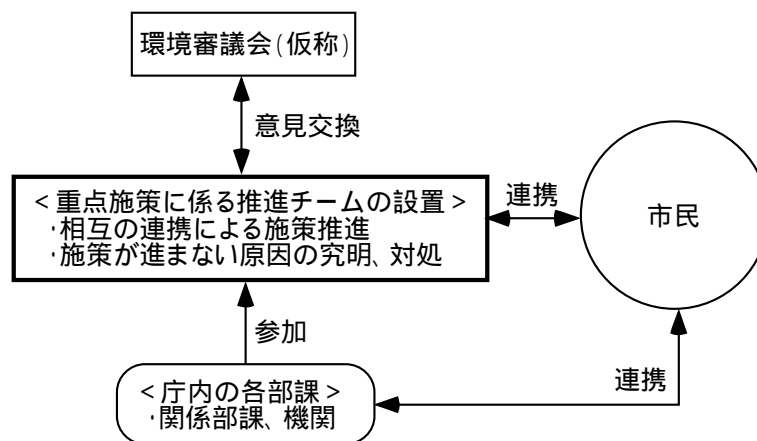


図 重点施策展開のための組織

## 推進体制

環境基本計画の基本方針である環境に配慮した「みんなで創る水と緑のあずましの里 くろいし」を実現して行くには、市民、事業者、市の協働のもと、環境基本計画を確実に実行していかなければなりません。

そのためには、各主体が環境に配慮した行動を実践し、施策を進めていかなければなりません。また、施策の推進には、各主体との連携やそれを取り巻く仕組みを作りあげ、社会システムとして、環境基本計画を進めていくことが必要です。

### 1 環境基本計画の進行管理の仕組みの整備

#### (1) 環境審議会（仮称）による事業進行の監視

計画の推進及び進行管理に当たっては、黒石市環境審議会（仮称）において、施策の進捗状況や今後の進行の見通し等を確認し合い、また、確認事項は広報を通じて、市民に伝えます。

#### (2) 環境進捗指標による事業進行の管理

黒石市環境基本計画では、施策の進捗状況の把握を目的とした「施策進捗指標」を設定して、各年度の現況値を継続的に示していきます。さらに、指標をもとに、目標の達成度、施策の進捗状況を把握して、環境指標の見直しも含め、今後の取り組みに活かしていきます。

#### (3) 計画のより円滑な進行管理体制の構築

庁内での関連部局との横断的な連絡を密にとり、環境基本計画の進捗状況を示す年度報告書の作成や総合計画等の関連計画との連携を視野に入れた進行管理の迅速化、効率化を図ります。

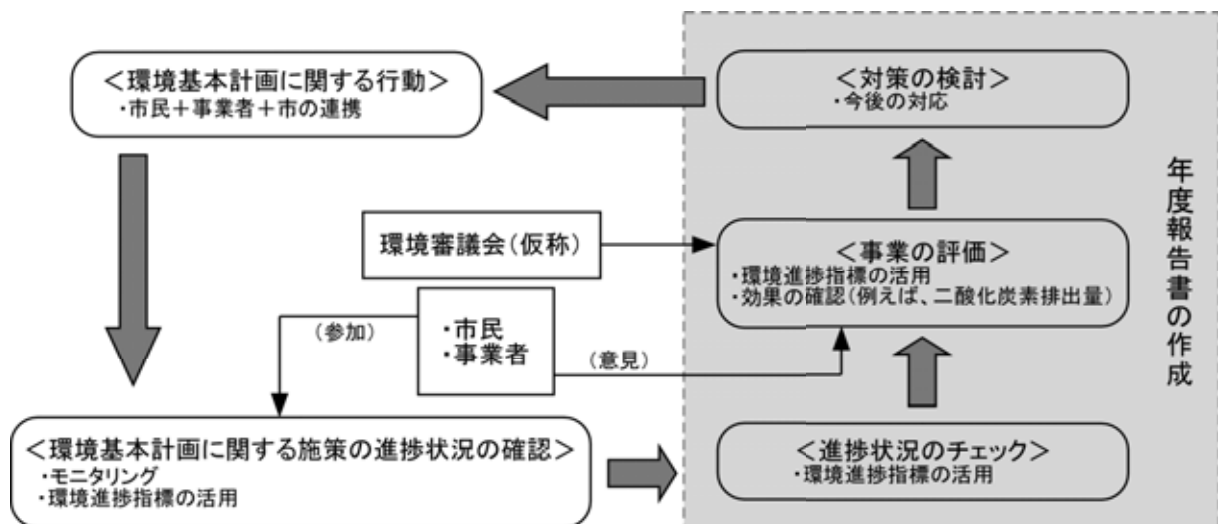


図 進行管理システム

## 2 環境基本計画の効果的な実施のための体制の整備

### (1) 市民、事業者、市の連携体制の確立（重点施策との連動）

黒石市環境基本計画を推進していく体制は、環境審議会（仮称）の存在、市民の主体的な活動と参加、市の計画的な施策への取り組み等を前提としています。その上で、合理的な計画の実施に向けての体制づくりを進めます。

### (2) 環境に関する市民団体間の連携の確保

環境に関する活動は、動・植物との関わりや歴史的街並み、観光、廃棄物等の様々な分野で市民が主体的に活動していくことが求められます。活動においては、既設やこれから新設の市民団体等が有機的な連携を図ることのできる場を設け、市民の主体的な活動を相乗的に発展させていくことが重要になります。

#### < 黒石市での市民活動の例 >

##### くろいし「ホタルの里」整備実行委員会

西十和田温泉郷の遊休地に多くの市民が参加してホタル等の生息できる「ピオトープ」を整備するとともに、周辺一帯を市民が憩い、集える手作りの自然公園とし、観光保全や観光振興の推進を図る。

この事業は当初、市役所職員のグループが着手し、その後、市内の団体や地域住民、市民からの参加の声があがり活動の輪が広がっている。市内には各種ボランティアに関わる団体やグループが数多くあるが、「恵まれた自然環境を後世に引き継ごう」という目的の一つにして包括した組織となったのは初めてである。自発的に「市民が主役」で「市民が参加」する手法は、新たなまちづくりの推進に向け、新たなスタイルを示すものである。

##### こみせ観光ボランティアガイドの会

「こみせ」に愛着を持つ市民が結成したガイドの会であり、見どころの多い「こみせ」のガイドマップを作成し、訪れる観光客に「こみせ」の文化や歴史を詳しく案内している。事業は、こみせ通りの観光案内及び説明の実施、勉強会等の開催を行っている。現在、会員数は18名

##### 正調黒石ねぶたばやし保存会

地域の伝統芸能である「ねぶたばやし」を後世に伝承するため、25年程前から地域の子供たちを中心にねぶたばやしの講習会を実施している。

##### 浅瀬石川クリーンの会

毎年6月の第2日曜日の早朝5時より浅瀬石河川敷地の草刈り清掃奉仕を実施。他に十川や高館川も行っている。その他小中学生の川に対する作文・図画の募集も行い、表彰並びに展示をしている。



くろいし「ホタルの里」



こみせ観光ボランティアガイドの会



正調黒石ねぶたばやし保存会



浅瀬石川クリーンの会

### (3) 庁内での横断的組織の確立（重点施策との連動）

施策を着実に推進するためには、庁内連絡会による施策進捗等の連絡のみでなく、施策の担当者レベルで共通認識・連携を図り、事業実施に柔軟に取り組むことができる組織、体制を庁内に確立する必要があります。

この組織、体制は、施策が順調に進まない場合には、早急にその原因を探り、対処できるようにするなどの機動力があり、横断的な推進、調整ができる仕組みとする必要があります。

### (4) 広域的な協力、連携の推進

大気汚染の防止、河川、湖沼の水質改善、産業廃棄物の適正処理、二酸化炭素排出量等の地球環境問題の解決等には、黒石市だけの活動にとどまらず、関係する行政機関や近隣市町村との協力・連携が必要です。

そのため、広域的な取り組みが必要な施策については、関係行政機関や近隣市町村との協力、連携を図りながら確実な施策の推進に努めます。

## 3 財源の確保

黒石市では、厳しい財政状況の中、新たな財源構造への転換が課題となっています。しかし、政策的に施策を実施していくには、積極的に財源を確保し、効率的、重点的に推進していくことも必要です。

環境基本計画の重点施策について、黒石市の中でも優先順位が高いものであり、計画的な予算化と事業実施が必要です。

### (1) 国、県、各種法人等における補助制度の活用

重点的に取り組むべき施策やこれら以外の市の環境施策等の実施に必要な財源を確保するために、国、県、各種法人等の市町村を対象とする環境保全等に関する補助制度を積極的に活用します。

### (2) 新たな財源確保手法の導入

国や県の補助制度に加え、新たな財源確保の手法について検討します。特に、ごみの適正な処理のために、ごみの有料化を検討していきます。

### (3) 自治体の環境への取り組みを支援している団体等への登録、加盟

自治体を含む各主体の環境への取り組みを、情報提供、交流促進、具体的なプロジェクトの協働実施等の形で支援している各種団体に、積極的に登録、加盟するように努めます。

これにより、財源確保の手法を含む有用な情報を収集するとともに、他の自治体との連携によるプロジェクトの協働実施等の可能性を検討します。





## 黒石市環境基本計画 概要版

発行日：平成17年3月

発行：黒石市 黒石市大字市ノ町11-1 Tel.0172-52-2111(代)

編集：黒石市民生部生活環境課